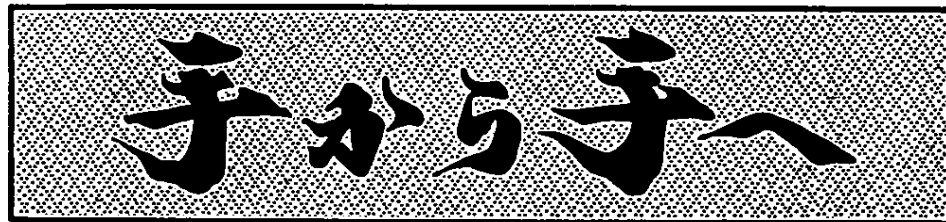


この『手から手へ』は全教職員に配布しています。 まだ組合に入られていない方、ぜひ加入してください！

発行／公立大学法人  
首都大学東京労働組合  
TEL=042-677-0213  
Eメール=union@apricot.ocn.ne.jp  
HP=http://tmu-union.org/



第 2869 号

2020 年 9 月 14 日

# 2020年度方針を決定 第105回定期大会

首都大学東京労働組合の第 105 回定期大会は、9 月 5 日（土）に開催され、2020 年度運動方針を決定しました。

新型コロナウイルス感染防止対策として、対面とオンラインのハイブリット形式で行い、時間短縮のために都労連をはじめ、関係団体からはメッセージをいただきました。



増田委員長は冒頭の挨拶で、「新型コロナウイルス感染拡大で大会を延期した」と述べました。小林書記長から、法人化後の組合の成果を含めて 2019 年度の経過報告がありました。伊澤財政部長から決算報告があり、北副委員長から方針案の提案がありました。この中で、法人に対してコロナ対策を要求すること、全員任期制の際に任期制を選択しなかった教員に対する差別賃金の解消、特任教員に一時金を支給すること、正規職員の退職手当支給の際に非常勤契約職員と常勤契約職員の勤務期間を加えることなどの要求についても、説明がありました。

方針案については、賛成多数で執行部案が採択されました。

また、組合の名称を「東京都立大学労働組合」と改称する案についても、採択されました。

最後に「1946 年 11 月 3 日に公布された日本国憲法第 28 条には、私たち働く者が、組合をつくること、組合を通して雇用者側と交渉すること、そしてストライキを含めた団体行動をすることが、基本的人権であることが記されました。そして私たちの首都大学東京労働組合は、1946 年秋の結成当時、「暮らしを守る」ことと「平和を守る」ことを、切実な要求として掲げました。

理不尽なことに対しては黙っていないで声をあげてきたのが、私たちの首都大学東京労働組合です。引き続き、組合未加入の教職員のみなさんに組合加入を呼びかけながら、今後も理不尽なことに対して声をあげていくとくみを続けていくことを宣言します。」という内容の大会宣言を採択し終了しました。

## ごあいさつ

全面戦争の辛苦も経済成長の熱狂も、国民の記憶からずいぶん薄れました。いったい日本人にどんな価値が大切に共有されているのか、よく分からない時代です。世紀の変わり目からは自然災害が続発し、近隣諸国との緊張が高まってきました。そんななか、困難に陥った同胞に対して手を差し伸べるどころか、悪意のことばを浴びせかけて恥じない輩が跋扈するようにもなりました。そこに加えて新型コロナのパンデミックです。さらに重い課題が積み上がるなか、人々が「密」に集って議論を交わすこともできない事態となりました。

目下、政府の大規模な財政出動（2020 年度のコロナ対策事業費は 200 兆円規模だそうです）により、国民生活への打撃はある程度緩和されているようです。しかし報道にもあるように、先進諸国の GDP の数字は軒並みマイナス 30% に迫る落ち込みです。成長の契機を先進国の消費に依存する途上諸国への影響はさらに大きいと予想され、グローバル化した経済に何が起こるのか、予断を許しません。

大学は教職員と学生の尋常ならざる努力の甲斐もあって、何とか持ちこたえています。組合も去る 9 月 5 日、対面とリモートを組み合わせたハイブリッド形式で定期大会をおこない、議題の審議、承認を行ったのち、大会宣言を経て、無事終了しました。これから法人名称の変更に伴う組合名称の変更を皮切りに、12 月の一時金交渉に向けて動いてゆきます。

リモートワークでお困りのことはありませんか。通勤や職場の衛生環境に不安はありませんか。ワークライフバランスは取れていますか。或いは、この際、法人当局にどうしても言っておきたいことはありませんか。そうした声が組合の力の全てです。

ご支援とご協力のほど、よろしく申し上げます。

中央執行委員長 左古 輝人



組合規約改正の全員投票を実施しています。

大会で採択された組合名称を「東京都立大学労働組合」とすることについて、組合規約に基づいて全員投票を行います。投票期間は 9 月 10 日（木）から 25 日（金）正午までです。

大会宣言は裏面に掲載しました⇒

# 大会宣言

組合は、法人化されて以来、石原元都知事による大学破壊とたたかい続けてきました。その結果、助教には任期制が残るものの、2015年4月から、教授、准教授の任期制撤廃を勝ち取りました。また、非常勤契約職員に昇給制度、内部登用選考を創設させ、これまでに100名を超える非常勤契約職員の正規職員への転換を実現しました。さらに、臨時職員の一律雇い止めという法人の当初の方針を転換させ、無期雇用への道を拓きました。これらは、10年以上にわたるねばり強い組合のとりくみによる成果です。

その一方で、予算や人員が不十分なままで、社会に大学の存在感をアピールすることが求められています。また、「トップダウン」により決められた業務が、次から次へと下ろされ、職場には多忙感が広がっています。このような状況の中で、教職員間の自由闊達な議論や連帯が失われつつあり、組合に求められる役割はより重要になってきています。教員の教育研究の自主性、自立性を堅持しつつ、働く者の命と健康を守り、誇りと愛着をもって働き続けられる職場を作ることが組合に与えられた使命です。

首都大学東京労働組合では、組合の果たすべき役割を全うすべく、東京都立大学と東京都公立大学法人で働くすべての教職員の力を結集して、

- 1) 人事任用制度の抜本的改善を成しとげること。
  - 2) 一人ひとりが大切にされる職場を実現すること。
  - 3) 法人教職員の賃金・労働条件を改善し、長期雇用を実現すること。
  - 4) 都労連に結集し、都派遣職員の要求を実現すること。
  - 5) 都民・国民の負託に応える大学運営への転換を求めること。
  - 6) 全国の国公私立大の組合との共同闘争を強めること。
  - 7) 格差と貧困の拡大を抑え、新型コロナウイルス感染拡大から雇用と生活を守る運動に合流すること。
- をめざしていきます。

組合員のみなさん、すべての教職員のみなさん

1946年11月3日に公布された日本国憲法第28条には、私たち働く者が、組合をつくること、組合を通して雇用者側と交渉すること、そしてストライキを含めた団体行動をすることが、基本的人権であることが記されました。そして私たちの首都大学東京労働組合は、1946年秋の結成当時、「暮らしを守る」ことと「平和を守る」ことを、切実な要求として掲げました。

理不尽なことに対しては黙っていないで声をあげてきたのが、私たちの首都大学東京労働組合です。引き続き、組合未加入の教職員のみなさんに組合加入を呼びかけながら、今後も理不尽なことに対して声をあげていく取り組みを続けていくことを宣言します。

2020年9月5日

公立大学法人首都大学東京労働組合  
第105回定期大会

※ この「大会宣言」は、全組合員による投票をへて組合の名称が変更になった場合は、新たな名称で公表することも決定しています。